平成２５年（フ）第７７号
北海道帯広市西６条南39丁目１番８号　レモンハイツ８号室
債務者　村井　莉代（旧姓長崎）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
静岡市駿河区南八幡町12番20号
債務者　原川　暢子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２６５１号
福岡市中央区長浜１丁目４番45―404号
破産者　株式会社ＥＤＩ
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２８号
福岡市中央区大名１丁目１番９号
破産者　株式会社中央管理サービス
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２号
熊本県天草市深海町727番地９
破産者　山上　弘子（旧姓赤坂）
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第６号
熊本県天草郡苓北町志岐1500番地36
破産者　宮本　高明
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第２１９６号
札幌市中央区大通西18丁目１番地40
破産者　株式会社テイアンドワイ設計事務所
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２８２号
札幌市北区北37条西５丁目１番14―308号
破産者　立花智恵子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７４号
茨城県石岡市府中１丁目６番２号
破産者　株式会社日本学習センターサービス
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５７８号
栃木県真岡市下籠谷2863番地１
破産者　有限会社山正建設
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７９号
栃木県真岡市下籠谷2863番地１
破産者　山口　耕一
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４７号
栃木県宇都宮市石井町2819番地１
破産者　有限会社小川屋商店
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４８号
栃木県宇都宮市御幸本町4880番地129、前住所栃木県宇都宮市石井町2819番地１
破産者　小川　　清
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６０号
栃木県宇都宮市新里町丁615番地２
破産者　有限会社フクヨシドレス
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６１号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町134番地９　マロンハイツ105号室、前住所栃木県宇都宮市新里町丁615番地２
破産者　福島　國彦
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８号
栃木県日光市和泉758番地２
破産者　株式会社カネイシ物産
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９号
栃木県日光市今市1089番地12
破産者　吉澤　　實
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８号
栃木県那須塩原市戸田６番地11
破産者　髙根沢秀紀（旧姓八木沢）
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６号
栃木県宇都宮市吉野１丁目７番10号
破産者　有限会社デザインユニットマークス
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７号
栃木県宇都宮市戸祭町2128番地４　リバーサイド91Ａ101、前住所栃木県宇都宮市中戸祭町813番地２
破産者　狐塚　岳和
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０７号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目１番地
破産者　有限会社田中欣一写真事務所
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係